3　前二項の手数料（以下この項において単に「手数料」という。）は、次に掲げる場合を除き、個人情報保護委員会規則で定める書面に収入印紙を貼って納付しなければならない。

一　次に掲げる行政機関又は部局若しくは機関において手数料を納付する場合（次号に掲げる場合に該当する場合を除く。）

イ　特許庁

ロ　その長が法第四十六条の規定による委任を受けた職員である部局又は機関であって、手数料の納付について収入印紙によることが適当でないものとして行政機関の長が官報により公示したもの

二　行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して法第四十四条の五第一項又は第四十四条の十二第一項の提案をする場合において、個人情報保護委員会規則で定める方法により手数料を納付する場合

第十九条を第二十二条とする。

第十八条の見出しを「（開示請求に係る手数料）」に改め、同条第三項中「はって」を「貼って」に改め、同条を第二十一条とし、第十七条を第二十条とする。

第十六条第二項中「第十二条第二項第一号」を「第十五条第二項第一号」に、「第十条第一項各号」を「第十三条第一項各号」に改め、同条を第十九条とし、第十五条を第十八条とし、第十四条を第十七条とする。

第十三条中「により、」の下に「同条第一項に規定する」を加え、同条を第十六条とする。

第十二条第二項中「第十条第一項各号」を「第十三条第一項各号」に改め、同条を第十五条とする。

第十一条第一項中「第二十一条」を「第二十六条」に改め、同項第一号中「（平成二十五年法律第二十七号）」を削り、同条を第十四条とする。

第十条第二項中「第十二条第一項第一号」を「第十五条第一項第一号」に、「第十七条第一号」を「第二十条第一号」に改め、同条第三項中「第十二条第一項第四号」を「第十五条第一項第四号」に改め、同条を第十三条とする。

第九条中「第二条第四項第二号」を「第二条第六項第二号」に、「第二条第四項第一号」を「第二条第六項第一号」に改め、同条を第十二条とする。

第八条各号中「第二条第四項第一号」を「第二条第六項第一号」に改め、同条を第十一条とし、第七条を第十条とし、第三条から第六条までを三条ずつ繰り下げる。

第二条の次に次の三条を加える。

（個人識別符号）

第三条　法第二条第三項の政令で定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。

一　次に掲げる身体の特徴のいずれかを電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、特定の個人を識別するに足りるものとして総務省令で定める基準に適合するもの

イ　細胞から採取されたデオキシリボ核酸（別名ＤＮＡ）を構成する塩基の配列

ロ　顔の骨格及び皮膚の色並びに目、鼻、口その他の顔の部位の位置及び形状によって定まる容貌

ハ　虹彩の表面の起伏により形成される線状の模様

ニ　発声の際の声帯の振動、声門の開閉並びに声道の形状及びその変化

ホ　歩行の際の姿勢及び両腕の動作、歩幅その他の歩行の態様

ヘ　手のひら又は手の甲若しくは指の皮下の静脈の分岐及び端点によって定まるその静脈の形状

ト　指紋又は掌紋

二　旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第六条第一項第一号の旅券の番号

三　国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第十四条に規定する基礎年金番号

四　道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第九十三条第一項第一号の免許証の番号

五　住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第十三号に規定する住民票コード

六　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号

七　次に掲げる証明書にその発行を受ける者ごとに異なるものとなるように記載された総務省令で定める文字、番号、記号その他の符号

イ　国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第九条第二項の被保険者証

ロ　高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第五十四条第三項の被保険者証

ハ　介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第十二条第三項の被保険者証

八　その他前各号に準ずるものとして総務省令で定める文字、番号、記号その他の符号

（要配慮個人情報）

第四条　法第二条第四項の政令で定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等（本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）とする。

一　身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の総務省令で定める心身の機能の障害があること。

二　本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（次号において「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（同号において「健康診断等」という。）の結果

三　健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。

四　本人を被疑者又は被告人として、逮捕、捜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。

五　本人を少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）第三条第一項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。

（法第二条第十項第二号の行政機関非識別加工情報ファイル）

第五条　法第二条第十項第二号の政令で定めるものは、これに含まれる行政機関非識別加工情報を一定の規則に従って整理することにより特定の行政機関非識別加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成した情報の集合物であって、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するものとする。

（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律施行令の一部改正）

第二条　独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十九号）の一部を次のように改正する。

第十四条中「第六条」を「第九条」に改め、同条を第十七条とし、第十三条を第十六条とし、第十二条を第十五条とする。

第十一条第二項中「第七条第二項第一号」を「第十条第二項第一号」に、「第五条第一項各号」を「第八条第一項各号」に改め、同条を第十四条とし、第十条を第十三条とし、第九条を第十二条とする。

第八条中「により、」の下に「同条第一項に規定する」を加え、同条を第十一条とする。

第七条第二項中「第五条第一項各号」を「第八条第一項各号」に改め、同条を第十条とする。

第六条第一項第一号中「（平成二十五年法律第二十七号）」を削り、同条を第九条とする。

第五条第二項中「第七条第一項第一号」を「第十条第一項第一号」に、「第十二条第一項各号」を「第十五条第一項各号」に改め、同条を第十四条とし、第四条を第十三条とし、第三条を第十二条とする。

第二条第四項第二号」を「第二条第六項第二号」に、「第二条第四項第一号」を「第二条第六項第一号」に改め、同条を第七条とし、第三条を第六条とする。

第二条第一号中「第二条第四項第一号」を「第二条第六項第一号」に改め、同条第二号中「第二条第四項第一号」を「第二条第六項第一号」に、「第四条第三号」を「第七条第三号」に改め、同条を第五条とする。